

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症による経済情勢の影響を受け、売上げが減少している町内事業者等（中小企業、小規模事業者及び個人事業者をいう。）の事業継続を支援するために交付する只見町事業継続支援金（以下「事業継続支援金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 事業継続支援金の交付を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）

は、町内に事業所等を有する個人事業主（個人農家を除く。）、中小企業者等（農業法人、医療法人、NPO法人を含む。）のうち、令和元年に事業所得があり、税の申告を行なっている事業者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月から令和2年12月までのいずれかの月の売上額が対前年同月比で20パーセント以上減少した事業者とする。ただし、前年同月の売上額が算出できない場合は、令和元年の年間事業収入（農業収入を除く。）を12で除した額をもって比較することができるものとする。

2 前項において、業歴が3か月以上1年未満の給付対象者又は店舗等の増加、業種の転換等を行った給付対象者で、前年同月との比較ができない場合は、売上高が減少した月と、任意の連続した3か月の平均売上高を比較し、20パーセント以上減少したものとする。

3 次の各号に該当するものは、給付対象者から除外する。

(1) 前年の申告における総合譲渡及び一時収入を除く収入金額等の過半が、事業収入以外である者

(2) 只見町暴力団排除条例（平成24年条例第6号）第2条第2号又は第3号に該当する者

(3) 宗教上の組織又は団体である者

(給付金の額等)

第3条 事業継続支援金の額は、1事業者当たり15万円とする。

2 前項に規定する事業継続支援金の交付は、1給付対象者につき1回の交付とする。

(交付の申請及び請求)

第4条 事業継続支援金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、只見町事業継続支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に売上高が確認できる書類等を添えて、令和3年1月15日までに町長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交付申請者が次のいずれかに該当する場合は、売上高が確認できる書類の添付を省略することができる。

- (1) 国の持続化給付金の交付を受けている場合
 - (2) その他、町長が不要と認めた場合
- (給付金の交付決定等)

第5条 町長は、前条の規定に基づき申請があったときは、速やかにその内容を調査し、事業継続支援金を交付することが適切であると認めるときは、交付の決定を行うものとする。

2 前項に規定する交付の決定は、口座振込をもって通知を省略することができる。

3 第1項の規定に基づく調査の結果、事業継続支援金の交付が不適切であると認めるときは、只見町事業継続支援金不交付決定通知書（様式第2号）により、交付申請者に通知するものとする。

(交付に係る事務委任)

第6条 交付申請者は、町長への事業継続支援金の交付の申請及び請求に関する事務を、代理人に委任することができる。

2 交付の申請及び請求に関する事務を代理人に委任する場合は、只見町事業継続支援金交付事務委任状（様式第3号）を提出しなければならない。

(給付金の返還)

第7条 町長は、虚偽又は不正な方法によって事業継続支援金の交付を受けたと認めるときは、事業継続支援金の交付を受けた者に対して、事業継続支援金の全部又は一部について返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。